

東大阪市監査基準の一部を改正する基準を別紙のとおり制定する。

令和 8 年 9 月 1 0 日

東大阪市監査委員	向	川	茂	弘
同	谷	中	克	行
同	山	崎	毅	海
同	西	村	潤	也

東大阪市監査基準の一部を改正する基準

東大阪市監査基準（令和 2 年東大阪市監査委員告示第 1 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
（監査等の種類及びそれぞれの目的） 第 4 条 監査等の種類及びそれぞれの目的は、次に掲げるとおりとする。 （１）～（８） （略） （９） 市長又は企業管理者の要求に基づく職員の賠償責任に関する監査（<u>法第 2 4 3 条の 2 の 9 第 3 項</u>又は公企法第 3 4 条） 市長又は企業管理者の要求に基づき職員が市に損害を与えた事実があるか監査すること。 （１０）～（１４） （略） 2・3 （略）	（監査等の種類及びそれぞれの目的） 第 4 条 監査等の種類及びそれぞれの目的は、次に掲げるとおりとする。 （１）～（８） （略） （９） 市長又は企業管理者の要求に基づく職員の賠償責任に関する監査（<u>法第 2 4 3 条の 2 の 8 第 3 項</u>又は公企法第 3 4 条） 市長又は企業管理者の要求に基づき職員が市に損害を与えた事実があるか監査すること。 （１０）～（１４） （略） 2・3 （略）

附 則

この基準は、令和 8 年 9 月 2 4 日から施行する。